

利根町自治基本条例検討委員会

2020年11月13日
流通経済大学 加藤 洋平

執行機関の定義について

1. 地方自治体における機関

- 執行機関 ① 首長（都道府県知事、市区町村長）
② 行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会など）
 - 補助機関 ① 副知事 副市区町村長
② 教育長
③ 職員
④ 会計管理者
 - 附属機関 ① 審議会
- ➡ こうした機関に関することは、地方自治法に定められている。

2. 他市の定義

- 一部では、執行機関ではなく行政と表記する自治体も存在する。
- 愛知県犬山市「犬山市協働のまちづくり基本条例」
- 令和元年7月1日施行
- 第3条 定義
行政 市の執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらに属する職員を含みます。）をいいます。

3. 執行機関 or 行政

- ① 他市の例でも多い、また地方自治法などの法律上の表記と同様に執行機関と表記する。
- ② 犬山市のように町民に分かりやすい表記として、行政と表記する。